

## 令和3年7月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和3年7月20日（火）13時30分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 氏家義雄委員， 2 都築和子委員， 3 高畑強委員， 4 藤田諭史委員，  
5 松本健委員， 6 立石泰夫会長， 7 田中渉委員， 8 内田猛委員，  
9 杉原倫代委員， 10 松岡一雄委員， 11 大前純一委員， 12 瀬川治  
会長職務代理者， 13 福崎元文委員， 14 松原影明委員
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴人 なし
6. 事務局 局長 杉山 和也， 係長 我部山 美治
7. 議 案 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
8. 報 告 報告第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について
9. 議 事
- 局 長

それでは、ただいまより、令和3年7月の農業委員会総会（定例会）を始めさせていただきます。

まず、はじめに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしくをお願いします。

会 長

皆さんこんにちは。昨日梅雨明けしました。今のところ水不足の心配はありません。例年、早明浦ダムの取水制限が厳しくなると、大雨が降り取水制限が解除されております。高齢者に対する新型コロナワクチン接種はかなり進んでおり、2回接種を終了した委員も多いと思います。ワクチンを接種したから感染しないというものではありませんが、感染しても重症化しにくくなると言われておりますため、出来るだけ接種していただきたいと考えます。8月には、遊休農地・荒廃農地調査のための農地パトロールを実施していただくこととなりますので、体調に気を付けていただきたいと思います。

局 長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

それでは、令和3年6月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思いますので、ご協力をよろしく申し上げます。

本日の議事録署名人には、13番の福崎委員さんと、14番の松原委員さんの両名、よろしく申し上げます。

それでは早速ですが、議案に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請を、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。議案書の1ページで、3案件でございます。3案件すべて権利の取得者は同一人で、経営規模拡大を考えられていたところですが、現在の耕作面積が14アールであります。3案件全ての権利を取得すれば31.4アールとなり、審査基準のひとつ下限面積要件を満たすこととなります。

番号1ですが、使用貸借権設定の案件でございます。

【申請人読み上げ】

申請農地は、【申請地読み上げ】であります。申請地には野菜を作付けする計画が提出されております。

次に番号2ですが、使用貸借権設定の案件でございます。

【申請人読み上げ】

申請農地は【申請地読み上げ】であります。申請地には野菜を作付けする計画が提出されております。

次に番号3ですが、売買による所有権移転の案件でございます。

【申請人読み上げ】

申請農地は【申請地読み上げ】であります。

以上3案件、登記地目は田が4筆、面積は1,678㎡であります。

申請があった3案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2

項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有機械の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、第5号の耕作の用に供する30アールの下限面積要件及び第7号の周辺地域との調和要件の審査基準を全て満たしております。そのため、農地法第3条第2項の各号の禁止要項には該当しないため、許可相当と考えております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページ3ページで、5案件でございます。

番号1ですが、売買による所有権移転であります。

**【申請人読み上げ】**

申請は、転用者が【申請地読み上げ】の所有権を取得し、貸資材置場・貸駐車場とするものです。

転用者は上吉田町に本店を置き、主に土木建設業を営む会社であります。転用者は、申請地に隣接した住宅に居住し、塗装業を営んでいる牛田様より、業績好調により新たに資材を保管するコンテナ置場を探してもらいたいとの依頼を受け探していたものです。申請地の所有権を取得し牛田様に貸付けるものです。

次に番号2ですが、売買による所有権移転であります。

**【申請人読み上げ】**

申請は、転用者が【申請地読み上げ】の所有権を取得し隣接する宅地等11,616.01 m<sup>2</sup>を併せ利用地として店舗棟平屋建1棟2,956.80 m<sup>2</sup>、ドラッグストア棟平屋建1棟1,200.50 m<sup>2</sup>を建築するものです。

転用者は広島県福山市に本店を置き、昭和33年に設立、資本金は54億3,063万4千円で主に食品スーパーマーケットを営んでいる会社であります。現在、香川県内には12店舗が営業中ではありますが、善通寺市において交通の便が良い場所を選定し、店舗の出店を計画したものです。

なお、本申請地は、都市計画区域において準住居地域・第1種住居地域に指定されている第3種農地であるため、転用できるものと考えます。

次に番号3ですが、使用貸借権設定であります。

**【申請人読み上げ】**

申請は、転用者が父所有の【申請地読み上げ】の農地を借り受け、分家住宅1棟2階建141.46 m<sup>2</sup>、カーポート1棟72.66 m<sup>2</sup>を建築するものです。

転用者は現在賃貸住宅に住んでいますが、子供も生まれるためアパートでは手狭で、父親の所有地で分家住宅を新築することにしましたものです。

なお、本申請地は農振農用地区域内にある農地以外の農地で、第2種農地ではありますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

次に番号4ですが、売買による所有権移転の案件でございます。

**【申請人読み上げ】**

申請は、【申請地読み上げ】の所有権を取得し隣接する雑種地等 2,652 m<sup>2</sup>を併せ利用地として駐車場とするものです。

転用者は主に新車中古車自動車販売及び自動車整備を営んでいる会社でありますが、現在の敷地駐車場は飽和状態であり、事業拡大を行うためには、新たに土地を取得することが必要となりました。申請地は、会社に隣接し、広さも適当であることから、駐車場として計画したものであります。

なお、本申請地は農振農用地区域内にある農地以外の農地で、第2種農地でありますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

次に番号5ですが、売買による所有権移転の案件でございます。

#### 【申請人読み上げ】

申請は、【申請地読み上げ】の所有権を取得し資材・車両置場とするものです。

転用者は丸亀市綾歌町に本店を置き、平成23年に設立、資本金は100万円で主に鉄くず買取り・販売を営んでいる会社であります。現在、香川県内の中・西讃地区において営業中ですが、その収集運搬のため、車両及びコンテナ置場として交通の便が良く一定の規模がある用地取得を検討していたところ、計画地が適地であったため申請に至ったものです。

申請地は、農地法上の手続きをせず無断で転用されております。添付されている始末書では、相続時には県外に転出しており、従兄があたかも所有者であるかのように第三者と賃貸契約を締結し、申請地の造成を許可したということです。造成に係る費用請求をされたため、現地確認を行うとともに、訴訟の準備をしていたが、取下げ現在に至っているものです。しかしながら、当時行わなければならない農地法上の手続きをせず無断で転用されておりますが、始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております

なお、本申請地は農振農用地区域内にある農地以外の農地で、第2種農地でありますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上、登記地目は田が8筆、転用面積は5,476 m<sup>2</sup>であります。提出書類

には特段不備はなく、転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、審査基準を満たすものであることから、特に問題は無いと考えておりますので、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1は〇〇町ですので、〇〇地区の委員にご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

7月8日に現地を見てきました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号2は〇〇町ですので、〇〇地区の委員にご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。7月15日に現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号3は〇〇町ですので、〇〇地区の委員にご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。先日現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号4については〇〇町ですので、〇

○地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

○○委員

はい。7月9日に○○委員と現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号5については○○町ですので、○  
○地区の委員にご意見を伺いたいと思います。

○○委員

はい。7月11日に委員4名と地元自治会長で現地確認を実施しました。

現状、盛土されており、産廃が混入している可能性もあります。地元説明会において、地元自治会長及び地元住民から転用者に工事等に対する要望と、転用者の対応内容を記載したものを、会長と事務局にお渡しします。

会 長

地元は納得している訳ですか

○○委員

納得しています。

局 長

地元からの要望に対する転用者の対応状況の説明を受け、その内容で地元が納得しているため特に問題はないと考えます。

○○委員

転用許可が出れば、農業委員会の手から離れることとなる。また、産廃は持ち込まないという話も出た。

会 長

話したとおりの内容で実施しますという誓約書を貰えれば地元も安心すると思うが。

局 長

申請では鉄くずなどの産廃は持ち込むこととなっております。

○○委員

説明会では油の流出を心配する声があった。

局 長

油の流出は心配されると思います。

〇〇委員

農機具等は扱わないため、油流出の心配はないとの説明でした。

局 長

転用者は、転用区域を後退して農道拡幅に協力しております。申請内容には特段の不備はなく、適正な申請と考えております。

会 長

〇〇委員には今後の状況を見ていてください。問題があるような場合に連絡してください。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

これで本日の議案審議については、全て終了いたしました。

続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認について、事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは、報告第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認についてご説明いたします。議案書の最終ページで、1案件でございます。

番号1ですが、賃貸借権の合意による解約であります。

【申請人読み上げ】



本通知に係る農地，【申請地読み上げ】は，経営基盤強化促進法により令和3年6月1日～令和8年5月31日までの5年間で賃貸借契約していたのですが，農地転用を目的として農振除外申請を提出したため解約をしたものです。なお，離作補償はありません。

今月は1件の通知がありました。よろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは，ただ今，事務局より説明がありました，報告第1号，農地法第18条第6項解約通知報告について，皆様方のほうから，何かご意見，ご質問はございませんか。

(全委員意見，質問なし)

会 長

ご質問がないようですので，報告第1号につきましては，通知のとおり受理することに決定いたします。

会 長

これで本日の議案審議等については，全て終了いたしました。

これをもちまして，7月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 14時10分 終了